

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部 需品部 需品管理課
調達要求年月日		作成年月日	令和 3年 4月30日
仕様書番号	C & L P S - V 0 0 0 1 2 - 8		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量及び単位
2 O K L 燃料給 油車 4 形	1 昭和飛行機工業(株) 2 O F J 2 (株)矢野特殊自動車 MOD 又は同等以上のもの（他社製品を含む。）	両

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 製品に関する要求

適用する法令は、**消防法**とする。

2.2 同等とする性能等

a) 車両諸元

- 1) 単車型
- 2) 乗車定員 3名
- 3) 操縦席 右側

b) タンク

- 1) 容量は、20 000 Lとし、4 000 L毎に5室に区画する。
- 2) 各室の在槽量が検尺により確認できなければならない。

c) 機械室

- 1) タンク後方に備える。
- 2) 後部扉 上開きダンパ付きの開放時固定式とする。
- 3) 機械室後部から給排油ホース（シングルポイントノズル付）を引き出せなければならない。

調達品目表(続き)

d) 底弁

- 1) エアー開閉式とし、機械室に操作スイッチを有する。
- 2) タンク各室を同時に閉鎖するための緊急レバーを有する。
- 3) ボトムローディングによる充填時、タンク各室単独に自動閉鎖できなければならない。

e) オーバーフローセンサー装置

- 1) タンク各室にオーバーフローセンサーを設け、液面が規定の高さになったときに、各室単独に底弁が自動閉鎖しなければならない。
- 2) タンク全室の底弁閉鎖されたとき、タンク元弁を自動閉鎖するとともに、燃料施設への電気パルス信号の返信を中止することにより、充填が停止できなければならない。

f) 発進防止装置 給排油ホースが正常に格納されていない場合及び充填口からカプラ又はノズルが正常に取り外されていない場合に、車両が発進できないようにするための発進防止装置を備える。

なお、発信防止装置作動中に、解除スイッチを使用した場合には、発進ができるようにしなければならない。

g) 給排油能力

- 1) 給油流量 1 700 L/min 以上
- 2) 排油流量 300 L/min 以上

h) 給排油ホース

- 1) シングルポイントノズル付ホース 機械室内部に1EA取り付け、ホースリールで巻き取る構造とし、機械室後面扉を開放して、給排油ができなければならない。

なお、寸法は、内径 63 mm×長さ 20 m (基準) とする。

- 2) ピistolノズル付ホース 車体右側面又は機械室内部右側面に1EA取り付け、ホースリールで巻き取る構造とし、給排油ができなければならない。

なお、寸法は、内径 38 mm×長さ 15 m (基準) とし、ピistolノズルは、脱着が可能でなければならない。

調達品目表(続き)

- i) 充填口 車体左右側面 (エアクラフトカップリング) 各 1 EA
- j) ベーパー回収弁・配管 タンク各室内のベーパーを燃料施設のベーパー受入装置へ送るため、底弁と連動するベーパー回収弁及び配管を左右側面に各 1 EA有する。
- k) フィルターセパレータ
- 1) 処理流量 1 700 L/min 以上
 - 2) フィルターカートリッジ能力
 - 2.1) コアレッサカートリッジ ろ過性能 : 0.5 mg/L 以下
 - 2.2) セパレータカートリッジ 遊離水分性能 : 10 ppm 以下
- l) 流量計
- 1) リットル表記とし、20 000 L以上までの計量が可能でなければならない。
なお、許容誤差は、±0.5 %以下とする。
 - 2) 最低桁は 10 L 単位とする。
 - 3) 機械室内の操作しやすい箇所に設置しなければならない。
- m) アース線
- 1) 航空機用アース線
 - 1.1) 長さ 18 m 以上
 - 1.2) アースリールにより、巻き取りが、できなければならない。
 - 1.3) 先端は二股とし、それぞれの先端に航空機接続用クランプ及びアースプラグを取り付ける。
 - 2) グランドアース線
 - 2.1) 長さ 18 m 以上
 - 2.2) アースリールにより、巻き取りが、できなければならない。
 - 2.3) 先端に、航空機接続用クランプを取り付ける。
 - 3) ホース用アース線
 - 3.1) 長さ 1.2 m 以上
 - 3.2) シングルポイントノズル及びピストルノズルの先端に、アースプラグを取り付ける。
- n) アース板 車両後輪前方付近左右側面に各 1 EA

調達品目表(続き)

o) 照明装置等

- 1) サイドマーカーランプ(黄色) 車体中央側面左右及び後部側面左右に各1EA
- 2) 航空標識灯(黄赤色灯) 操縦室上部左右及び車両後端上部左右に各1EA

p) その他

- 1) 昇降機(リフト装置)は、不要とする。
- 2) キャットウォーク タンク上部に、一式
- 3) 梯子(タンク上部への昇降用) 車体左右側面に各1EA
- 4) タンク上部の各マンホールに、寒冷地仕様の雪よけカバーを取り付ける。
- 5) 火花防止装置を備える。ただし、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について(通達)の保安基準表26の2に規定する、窒素酸化物排出自動車等の特例に適合している車両である場合は、火花防止装置の取付は不要とし、適合している旨を車両の見やすい位置に表示しなければならない。
- 6) AM/FMラジオ 1EA
- 7) アワーメーター(エンジン用)(操縦席の見やすい位置)
- 8) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用の取付金具を操縦室内の適当な位置に1EA取り付ける。
- 9) 粉末消火器ABC・3.5kg・自動車用の取付金具を車体左右側面に各1EA取り付ける。

2.3 塗装

- a) 車体外部は、NDS Z 8201の色番号2314 OD色により塗装する。
- b) シャンは、黒色により塗装する。

2.4 機能・性能

寒冷地仕様については、必要とする。

2.5 製品の表示

- a) 銘板の品名は、“20KL燃料給油車 4形”とする。
- b) 自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の“その他の車両等”とする。

調達品目表(続き)

5.1 提出書類等

a)及びc)は、適用しない。

5.2 自動車検査証・車歴簿

車歴簿のみ適用する。

5.4 附属品・予備品

- | | |
|---|-----|
| a) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格適合品, リサイクルシール付) | 1EA |
| b) 粉末消火器ABC・3.5kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格適合品, リサイクルシール付) | 2EA |
| c) 非常信号灯(車両法の保安基準適合品, 乾電池式, 懐中電灯兼用式) | 1EA |
| d) 予備タイヤ(ホイール付) | 1EA |
| e) 油圧式携行ジャッキ20t | 1EA |
| f) 車両標準工具 | 1SE |
| g) 始動用キー | 2EA |